

会 見 年 月 日	令和3年4月21日(水)
担 当 課	子育て支援課
問い合わせ先	電話番号：0791-43-6808 FAX 番号：0791-45-3396 (担当者名：名田)

子育て世帯生活支援特別給付金支給事業（ひとり親世帯分）の実施について

1. 趣 旨

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育ての負担の増加等によるひとり親世帯の生活を支援するため、国の制度により「子育て世帯生活支援特別給付金支給事業（ひとり親世帯分）」を実施します。

2. 内 容

(1) 支給対象者

- ①令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方
- ②公的年金等の受給により、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている方

(2) 支給額

児童一人につき5万円

(3) 支給方法及び支給時期

令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方については、令和3年5月7日に児童扶養手当の支給口座に振り込みます。(申請不要)

それ以外の方については、随時、申請を受付け、審査ののち順次振込予定。

(4) 申請期間

令和3年4月20日～令和4年2月28日

(5) 問合せ先

赤穂市子育て支援課 TEL 0791-43-6808
FAX 0791-45-3396